

山梨県公報

第千四百七十号

平成十六年

四月十九日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除	三〇三
公告	
松くい虫駆除命令内容の公表	三〇三
基本測量の実施	三〇四
基本測量の終了	三〇四
土地改良区役員の退任及び就任	三〇四
その他	
落札者等の決定について	三〇五

告示

山梨県告示第二百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十六年四月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 解除に係る保安林の所在場所
南アルプス市芦安芦倉字野呂川入西方一六八四(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 解除の理由
国立公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 松くい虫駆除命令内容の公表
森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十六年四月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 区域及び期間

1 区域

塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び峡東地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

平成十六年五月九日から十六日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1

の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を經由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を經由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十六年四月六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十六年四月十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 基本測量（基本重力測量）
 - 二 作業期間 平成十六年五月二十四日から平成十七年三月十八日まで
 - 三 作業地域 甲府市

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十六年四月二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があった。

平成十六年四月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）
- 二 作業開始日 平成十五年四月一日
- 三 作業終了日 平成十六年三月三十一日
- 四 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村及び南都留郡鳴沢村

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十六年四月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	篠原 壽雄	北巨摩郡明野村上手九九五番地	平成十六年三月三十一日
	入戸野信雄	浅尾七七二番地一	
	篠原 茂	八七四番地	
	長田 稔	浅尾新田三七〇五番地	
	遠藤 孝彦	四〇三一番地	
	内藤 昭三	上手八二四六番地	
	曾雌 勇義	韮崎市穂坂町三之蔵五一〇六番地	
監事	横森 良郎	宮久保六〇九八番地	
	篠原 錦也	北巨摩郡明野村浅尾六四〇番地	
	清水 英雄	一八九九番地一	

二 就任

--	--	--	--

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	深沢 孝重	北巨摩郡明野村浅尾一五六四番地	平成十六年四月一日
同	山田 一郎	上手一〇五七四番地	同
同	篠原 卓郎	浅尾六四八番地	同
同	長田 大典	浅尾新田四一八一番地	同
同	小林 久公	三九八九番地	同
同	伊藤 裕雄	上手九四一三番地二	同
同	篠原 吉一	葦崎市穂坂町三之蔵五〇三三番地	同
同	横内 正文	宮久保六二二三番地	同
監事	篠原 貞治	北巨摩郡明野村浅尾七二九番地	同
同	清水 一恵	二二六〇番地二	同

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年四月十九日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

一 随意契約に係る物品の名称及び数量

セラザイム注二〇〇単位 四百六十八バイアル(予定数量)

二 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 五 株式会社スズケン甲府支店 山梨県中巨摩郡田富町流通団地三丁目七番三号
随意契約に係る契約金額
一バイアルあたり 十五万五千三百五十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番